

○財務省令第九十一号

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第一条の三、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）の一部を改正する省令の施行に伴い、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

財務大臣 麻生 太郎

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第五項第一号ロ及び第三号、同規則第四条第三項並びに」を「第五項第五号、同規則第四条第三項及び」に、「同条第五項第一号ロ及び第三号、同規則第四条第一項第一号並びに」を「同条第五項第五号、同規則第四条第一項第一号及び」に、「日付け」を「日付」に、「及び第五号」を「及び第七号」に改め、「同規則第三条第三項第二号中「取引に関して、相手から受け取った契約書、領収書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類」とあるのは「関税法施行令第四条の十二第一項に規定する特例申告貨物の取引に関して、相手から受け取った仕入書、請求書、原産地証明書、契約書、領収書及び自己の作成した発注書その他これらに準ずる書類」と、「契

約金額の記載のある契約書又は金銭若しくは有価証券の受取書で、その記載された契約金額又は受取金額」とあるのは「金額の記載のあるこれらの書類で、その記載された金額」とを削り、「同条第五項第二号ロ(3)」を「同規則第三条第五項第二号ロ(1)」に、「同規則第三条第五項第四号二」を「同規則第三条第五項第六号二」に、「同条第五項第五号」を「同条第五項第七号」に改め、「関税関係帳簿書類に」との下に「、同規則第五条第一項第一号中「申請者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」とあるのは「申請者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地」とを、「（次項において「承認税関長」という。）」との下に「、同条第一項第一号及び第二項第一号中「届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」とあるのは「届出者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」とを、「同項第三号及び第二項第三号中」を「同条第一項第

三号及び第二項第三号中」に改める。

第八条中「、「関税法施行令第四条の十二第一項に規定する特例申告貨物の取引に関して、相手から受け取った仕入書、請求書、原産地証明書、契約書、領収書及び自己の作成した発注書その他これらに準ずる書類」とあるのは「関税法施行令第五十九条の十二第一項に規定する特定輸出貨物の取引に関する契約書、仕入書その他これらに準ずる書類」とを削る。

第十条の表中、「日付け」を「日付」に改め、第三条第一項、第五項第一号ロ及び第三号、第四条第三項、第五条第三項並びに」を「第五項第五号、第四条第三項、第五条第三項及び」とし、第三条第一項第一号、第三号、第四号、第五項第一号ロ及び第三号、第四条第一項第一号並びに第六条第一項第四号の項中「第五項第一号ロ及び第三号、第四条第一項第一号並びに」を「第五項第五号、第四条第一項第一号及び」とし、第三条第三項、第四項、第五項各号列記以外の部分及び第五号並びに第六項の項中「及び第五号」を「及び第七号」とし、第三条第三項第二号の項を削り、同表の第五条第一項第二号及び第六条の項の前に第五条第一項第一号の項を、第六条第一項第三号及び第二項第三号の項の前に第六条第一項第一号及び第二項第一号の項を次のように加える。

第五条第一項第一号

申請者の氏名又は名称、住所  
若しくは居所又は本店若しくは

申請者の氏名又は名称及び住所  
若しくは居所又は本店若しくは

は主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

主たる事務所の所在地

第六条第一項第一号及び第二項第一号

	<p>届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）</p>	<p>届出者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地</p>
--	--	---

第十一条中「、」輸入の許可を受けた貨物の取引に関して、相手から受け取った仕入書、請求書、原産地証明書、契約書、領収書及び自己の作成した発注書その他これらに準ずる書類」とあるのは「輸出の許可を受けた貨物に関する契約書、仕入書その他これらに準ずる書類」とを削る。

附 則

1 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、改正後の関税法施行規則第一条の三、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第五条第一項第一号並びに第六条第一項第一号及び第二

項第一号の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

- 2 改正後の関税法施行規則第一条の三、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第三項、第五項及び第六項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六条第二項の申請書（以下この項において「申請書」という。）に係る関税関係書類（関税法第七条の九第一項、第六十七条の八第一項並びに第九十四条第一項及び第二項の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に提出した申請書に係る関税関係書類については、なお従前の例による。